



豊新だより

第35号

経営体育成基盤整備事業 利根西部地区



改良区の概要 (令和8年5月31日現在)

組 合 員 数	3,968人
受 益 面 積	4,028ha
総 代 数	60名
理 事 数	15名
監 事 数	3名
職 員 数	13名

〒300-1324

稲敷郡河内町源清田 5 9 6 0

TEL 0297-84-2226

FAX 0297-84-2230

Eメール toyodashintone@ab.auone-net.jp

ホームページ <http://www.toyodashintone.com>

発行人 豊田新利根土地改良区
理事長 大野 佳美

いあいさつ

豊田新利根土地改良区

理事長 大野 佳美



新年度にあたり、組合員の皆様へご挨拶申し上げます。日頃より土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。また、茨城県南農林事務所稲敷土地改良事務所をはじめ茨城県土地改良事業団体連合会、各行政機関の皆様方にはご指導ご支援を頂き感謝申し上げます。

この度、任期満了に伴う改選により理事長に就任致しました。豊田新利根土地改良区発展のために務める所存です。

昨今の世界情勢により物価等の値上がりが続いている中、電気料金をはじめ用排水施設の維持管理にかかる費用も高止まりしている状況で、土地改良区としても経費節減に努めているところですが、運営には多大なる

影響を及ぼしております。

このようなことから令和8年度より賦課金の見直しをさせて頂きました。心苦しい限りですが、組合員の皆様には何卒ご理解を頂きますようお願い致します。

令和8年度の事業の実施状況ですが、県営早井東部2期地区は付帯工設計、県営利根西部2期地区は第2工区の荒整地工事及び第3工区の幹線排水路工事、県営利根西部3期地区は区画整理設計、県営利根南部1期地区は暗渠排水設計、県営利根南部2期地区は第2工区の仕上整地工及び用水機場工を予定しております。また、老朽化の進んだ施設につきましては県単土地改良事業等を活用して順次改修していく予定です。

今後も経費の節減に取り組み、役職員一丸となって業務運営に努めて参りますので宜しくお願い致します。

いあいさつ

茨城県南農林事務所
稲敷土地改良事務所

所長 荒井 伸之



昨年度に引き続き、稲敷土地改良事務所所長を務めさせていただくことになりました荒井でございます。皆様方には、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

豊田新利根土地改良区の皆様方におかれましては、日頃より本県の土地改良事業の推進に対し、深いご理解と多大なるご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や高齢化の進行に加え、不安定な国際情勢や資材価格の高騰、さらには気候変動に伴う高温障害の発生などにより、これまで以上に厳しさを増しております。土地改良分野におきましても、農業水利施

設の老朽化、電気料金の高騰、自然災害の頻発化・激甚化、さらには特定外来生物の生息拡大など、課題が山積している状況です。

こうした情勢を踏まえ、国においては、昨年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、同年9月に新たな「土地改良長期計画」を策定し、令和7年度からの5年間で「農業構造転換集対策期間」と位置付け、農地の大区画化や集積・集約化を一層推進することとしております。

また本県では、令和5年に策定した「茨城農業の将来ビジョン」や、本年3月に策定した「第3次茨城県総合計画」に基づき、生産基盤の整備と農地の集積・集約化を一体的に進めることで、「儲かる農業の実現」を目指しているところです。

こうした国・県の方針を踏まえ、当事務所におきましても、水田における面的整備地区等の工事を着実に進めますとともに、担い手への農地の集積・集約化に向けた畦畔除去等の簡易的な整備を支援してまいります。

す。また、土地改良区で進める用排水施設の補修・更新や、多面的機能支払交付金を活用した地域活動についても、引き続き支援してまいります。

これらの取組を円滑かつ着実に進めていくためには、皆様方のお力添えが不可欠でございます。今後とも、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と、皆様方のご健勝を心よりご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。

じあいさつ

茨城県土地改良事業団体連合会
県南事業所

所長 長洲 裕之



昨年度より引き続きまして、茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所長を務めることとなりました長洲でございます。本

年度もどうぞよろしくお願いいたします。

大野理事長をはじめ、豊田新利根土地改良区の皆様方には、常日頃より本会の運営並びに農業農村整備事業の推進につきまして、多大なるご理解と格別のご支援、ご協力を賜っておりますことに紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年は、農政や国土強靱化、また、我が国経済にとつて、節目の年であったと思います。高市内閣が発足し、日本経済強靱化計画が提唱され、我が国の経済転換の期待も広がっています。

我が国の農業・農村は、国民に食料を安定供給するとともに、その営みを通じて国土の保全などの役割を果たしている、まさに「国の基」であります。

しかしながら、我が国の食料・農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による、異常気象の頻発化、人口減少や高齢化など、大きく変化しております。

国では、令和7年9月12日、新たな土地改良長期計画が、閣議決定されました。土地改良長

期計画は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、土地改良法の規定に基づき、5年を一期として、事業実施の目標及び事業量を定めるものです。

令和6年6月に食料・農業・農村基本法が改正され、令和7年4月には基本法の基本理念を具体化する新たな食料・農業・農村基本計画が策定されたところです。新たな基本計画の下、農業の構造転換を集中的に推進していくことが重要であり、土地改良事業もこれに即して計画的・効果的に実施していくことが必要です。

このため、1年前倒しで土地改良長期計画の見直しを行い、令和7年度から令和11年度を計画期間とする新たな計画を策定したものです。

土地改良事業は、農業生産の重要な基盤である農地や農業水利施設の整備・保全により、農業の構造転換、国土強靱化等を図る事業です。これまで実施されてきた土地改良事業は、農地の生産性を向上させるとともに、農業水利施設の整備・保全や防災・減災対策により、農業用水

の安定供給及び適切な排水を可能とし、農村の安全・安心な暮らしの実現に貢献するなどの大きな役割を果たしています。

国の農業農村整備事業関係予算につきましては、令和7年度補正予算と令和8年度当初予算を合わせて、6,942億円となっております。計画的に事業が実施できる額が確保されたところであります。

本会といたしましても、国、県の関係機関と連携を図りながら、会員の皆さまのお力添えをいただき、農業農村整備をさらに推進して参りたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



令和八年度 通常総代会開催

令和八年三月二十四日通常総代会が開催されました。

総代五十四名（定数六十名）の出席、議長に第十二選挙区より、信嶋求實総代が選出され、全十三号議案が原案どおり、可決されました。

令和八年度 通常総代会提出議案

第一号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

第五号議案

令和八年度豊田新利根土地改良区賦課金の賦課及び賦課金の端数取扱い並びに賦課徴収方法について

第二号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

第六号議案

令和八年度豊田新利根土地改良区役員報酬について

第三号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区一般会計収入支出補正予算（案）について

第七号議案

令和八年度豊田新利根土地改良区事業資金借入について

第四号議案

令和八年度豊田新利根土地改良区事業計画について

第八号議案

令和八年度豊田新利根土地改良区地元分担金の納付について

第九号議案

令和八年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出予算（案）について

第十号議案

令和八年度豊田新利根土地改良区一般会計一時借入金について

第十一号議案

豊田新利根土地改良区歳計現金預入先について

第十二号議案

豊田新利根土地改良区定款・規約の一部変更について

第十三号議案

豊田新利根土地改良区欠損処分について



令和8年度 一般会計予算の内訳

(単位:円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	490,008,596	1. 土地改良事業費支出	279,694,000
2. 附帯事業収入	2,034,000	2. 一般管理費支出	134,541,000
3. 基本財産運用収入	87,800	3. 土地改良事業負担金支出	102,346,000
4. 特定資産運用収入	299,500	4. 借入金返済支出	55,140,013
5. 補助金等収入	15,253,000	5. 支払利息	1,000
6. 交付金収入	7,740,000	6. 固定資産取得支出	1,786,000
7. 寄付金収入	1,000	7. 出資金取得支出	1,000
8. 業務受託料収入	1,181,000	8. 差入保証金差入支出	1,000
9. 雑収入	5,530,400	9. 納付換地清算金支出	2,000
10. 借入金収入	102,347,000	10. 基本財産積立支出	40,585,000
11. 基本財産取崩収入	30,001,000	11. 特定資産積立支出	18,799,500
12. 特定資産取崩収入	1,794,000	12. 雑支出	600,000
13. 固定資産売却収入	5,000	13. 他会計繰出金	3,000,000
14. 出資金返還収入	1,000	14. 繰越金	0
15. 差入保証金回収収入	1,000	15. 予備費	41,891,793
16. 交付換地清算金収入	2,000		
17. 徴収換地清算金収入	2,000		
18. 他会計貸付金回収収入	10		
19. 他会計繰入金	3,000,000		
20. 繰越金	19,100,000		
合 計	678,388,306	合 計	678,388,306

令和8年度一般賦課金
11,700円／1,000m²

- ・ 経常賦課金
9,600円／1,000m²
- ・ 特別賦課金
2,100円／1,000m²

期別	賦課金	納期
1期	3,900円	6月1日
2期	3,900円	9月30日
3期	3,900円	11月30日

令和8年度 年賦償還金 1,000m²当

No.	地区名	賦課額	納期	最終年度
1	県営上根本	3,600円(用・排水) 1,000円(暗渠)	7月31日	令和18年度
2	県営利根北部	1,100円(償還金)	7月31日	令和23年度

令和8年度 特別会計賦課金 1,000m²当

No.	地区名	賦課額	納期
1	県営利根西部	1,100円(経常) 180円(償還金)	7月31日
2	県営利根南部	1,300円(経常) 240円(償還金)	7月31日

臨時総代会開催

《第一回臨時総代会》

令和七年十月二十九日第一回臨時総代会が開催されました。

総代四十八名（定数五十八名）の出席、議長に第十二選挙区より、信嶋求實総代が選出され、全五号議案が原案どおり、可決されました。

令和七年度 臨時総代会提出議案

第一号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区財産目録、事業報告書について

第四号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

第二号議案

令和六年度豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出決算について

第五号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出補正予算（案）について

第三号議案

令和七年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

《第二回臨時総代会》

令和七年十二月二十三日第二回臨時総代会が開催されました。

総代四十二名（定数五十八名）の出席、議長に第十二選挙区より、信嶋求實総代が選出され、全一号議案が原案どおり、可決されました。

令和七年度 臨時総代会提出議案

第一号議案

令和六年度決算報告書について



事務局人事

退職

大野 嘉光さん

（総務課総務係）

令和八年三月三十一日付

昭和六十三年十月採用

吉原 信之さん

（総務課賦課徴収係）

令和八年三月三十一日付

昭和六十三年四月採用

小林 夢叶さん

（管理課管理係）

令和八年三月三十一日付

令和七年四月採用



令和6年度 一般会計決算報告

(単位:円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	369,626,651	1. 土地改良事業費支出	275,651,784
2. 付帯事業収入	4,031,412	2. 一般管理費支出	146,806,873
3. 基本財産運用収入	6,481	3. 土地改良事業負担金支出	114,582,553
4. 特定資産運用収入	23,809	4. 借入金返済支出	57,452,425
5. 補助金等収入	22,749,000	5. 支払利息	0
6. 交付金収入	5,850,000	6. 固定資産取得支出	0
7. 寄付金収入	0	7. 出資金取得支出	0
8. 業務受託料収入	827,800	8. 差入保証金差入支出	0
9. 雑収入	6,828,182	9. 納付換地清算金支出	0
10. 借入金収入	114,582,000	10. 基本財産積立資産	1,004,681
11. 基本財産取崩収入	0	11. 特定資産積立支出	19,367,287
12. 特定資産取崩収入	72,942,860	12. 雑支出	1,088,035
13. 固定資産売却収入	0	13. 他会計貸付金貸付支出	3,000,000
14. 出資金返還収入	0	14. 繰越金	40,248,194
15. 差入保証金回収収入	0	15. 予備費	0
16. 交付換地清算金収入	0		
17. 徴収換地清算金収入	0		
18. 他会計貸付金回収収入	0		
19. 他会計繰入金	3,000,000		
20. 繰越金	58,733,637		
合 計	659,201,832	合 計	659,201,832

令和6年度 特別会計決算報告

(単位:円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	残 額
基幹水利施設管理事業	22,720,000	22,720,000	0

令和6年度 財 産 目 録

(単位:円)

資 産	流 動 資 産	109,050,924
	固 定 資 産	4,615,482,908
	計	4,724,533,832
負 債	計	968,226,563

令和7年度 管内事業実施実況

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費	事業量
経営体育成基盤整備事業	県営利根西部	384,850	2期地区 区画整理、付帯工 39.4ha、 用地費及び補償費一式
経営体育成基盤整備事業	県営利根南部	368,900	1期地区 区画整理、付帯工、測量設計費、 用地費及び補償費一式 2期地区 区画整理、付帯工 A = 39.4ha、 用地費及び補償費一式
団体営基幹水利施設管理事業	新利根川沿岸	19,070	十角・布鎌排水機場 維持管理業務委託
団体営維持管理適正化事業	豊田新利根	20,069	羽原谷津第1機場 水中ポンプ整備改修及び既設井戸清掃、 吐出管取替
県単調整設計事業	生板地区	1,936	パイプライン工(水管橋) N= 1ヶ所、 路線測量、計画設計
県単かんがい排水事業	加納新田	7,108	道路横断管の布設替 N= 2ヶ所

次のようなときは土地改良区に手続きをしてください

◎ 農地の **相続・売買・贈与・賃借・交換** などしたとき

◎ 農業者年金受給のため **経営移譲** のとき

◎ 組合員の **死亡** 及び **住所** の変更があったとき

以上のような変更の場合は、資格得喪の通知書を総務課まで届出て下さい。

また提出する際、本人確認をいたしますので、本人確認できるもの（免許証、保険証等）をご持参の上、新資格者の方が提出してください。

※資格得喪の通知書は、添付されている用紙をご使用ください。

※4月1日付けで『賦課金通知書兼領収書』が発行されますので、3月末までに提出してください。

◎ 田を **宅地等** に転用するとき

◎ 田を **公共事業用地（道路、公園等）** に転用するとき

以上のような場合は、地区除外申請書、農地転用届を総務課まで届出下さい。

☆ 資格の異動（名義変更）、農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第44条の規程により組合員から土地改良区へ **通知することが義務付けられています。**

届出のない場合 は、土地改良区の **台帳は変更されません。**

賦課金は、そのまま賦課されてしまいますのでご注意ください。

◎ 土地改良区の施設等を（出入り口等に）使用したいとき

上記の場合は、総務課まで申請して下さい。



延滞金について

督促状を受けた場合は、滞納日数に応じ滞納額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を頂きます。

滞納賦課金は、新しい組合員が負担

農地の異動（売買等）の場合、滞納賦課金のある農地を取得しますと土地改良法第42条の規程により取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。

取得の際には、よく確認して下さい。

口座振替のおすすめ 安全・確実・便利

- 納入通知書の紛失や納期忘れがなく納入できます。
- 納入の為、土地改良区や金融機関に出向く必要がありません。
- 口座振替の方法は期別振替または全期を一括して振替があります。全期一括の場合には一般賦課金1・2・3期および事業に関する4期の賦課金が5月27日・28日（郵便局）に引落としいたします。期別の場合には1期が5月27日・28日（郵便局）、2期が28日、3期が11月27日・30日（郵便局）、4期が7月27日・28日（郵便局）に引落としいたします。
※土日に関わる場合は翌営業日に変更されます。
- 全国の金融機関がご利用になれます。口座振替の申請に必要な「預金口座振替依頼書」は豊田新利根土地改良区にあります。改良区の窓口または、お電話にてお問合せ下さい。依頼書にご記入、通帳届印を押印していただき、下記の住所にお送り下さい。
〒310-0804 茨城県水戸市白梅2-3-12
(株) 筑波銀行 水戸集中センター □振センター □座センター □座振替担当者行
- 全国の郵便局ご利用になれます。口座振替の申請に必要な「自動払込利用申請書」は上記と同様に求め下さい。該当の郵便局へ直接申請をお願い致します。
- 口座振替の申請の時期によっては、その期別が間に合わないことがあります。ご了承ください。

令和八年四月十三日理事会及び監事会が開催され、理事長・副理事長・総括監事・各委員会が選出されました。

理事長

副理事長

総括監事

総務・会計委員長

管理委員長

豊田堰水利運営委員長

大野佳美
遠藤一行
関川正夫
諸岡周示
市田和義
本谷秀夫

新役員・総代

理事

監事

総代

本谷秀夫(利根町)
増田正雄(利根町)
河村一男(利根町)
市田和義(龍ヶ崎市)
寺本信男(龍ヶ崎市)
寺崎貴一(龍ヶ崎市)
宮本幸男(龍ヶ崎市)
横田忠雄(龍ヶ崎市)
古山行夫(稲敷市)
遠藤一行(稲敷市)
川村忠昭(河内町)
大野佳美(河内町)
石塚孝之(河内町)
杉山隆男(河内町)
諸岡周示(河内町)
飯塚良一(利根町)
宮本武幸(稲敷市)
関川正夫(河内町)
渡辺一郎(利根町)
地湧喜順(利根町)
蜂谷和夫(利根町)
石川篤(利根町)
小嶋美伯(利根町)
杉山操(利根町)

岩戸和男(利根町)
石塚稔(利根町)
若泉延(利根町)
寺島忠雄(利根町)
軽部盛和(利根町)
岡野洋一郎(利根町)
海老原弘(利根町)
関口勝正(利根町)
吉野暢人(利根町)
松田俊美(龍ヶ崎市)
染谷正清(龍ヶ崎市)
酒井孝一(龍ヶ崎市)
山崎健一(龍ヶ崎市)
鯉沼健一(龍ヶ崎市)
大橋清志(龍ヶ崎市)
土井一雄(龍ヶ崎市)
塚本恭央(龍ヶ崎市)
宮本幸男(龍ヶ崎市)
中山務(龍ヶ崎市)
本橋登志雄(龍ヶ崎市)
土屋忠雄(龍ヶ崎市)
大貫久(龍ヶ崎市)
酒井敏雄(龍ヶ崎市)
永井左内(稲敷市)
萩原治(稲敷市)
飯田均(稲敷市)
野村一登(稲敷市)
池田勇(稲敷市)
油原正男(稲敷市)

足立典之(稲敷市)
宮本武幸(稲敷市)
栗山知則(稲敷市)
岡野輝夫(稲敷市)
海老原健夫(稲敷市)
吉原正之(河内町)
福智正之(河内町)
仲久雅美(河内町)
川村忠昭(河内町)
山田浩之(河内町)
小西賢治(河内町)
荒井孝実(河内町)
信嶋求實(河内町)
鈴木木実(河内町)
北嶋勇二(河内町)
岡野進一(河内町)
野中潤一(河内町)
川嶋真一(河内町)
家富秀一(河内町)
田口好一(河内町)
野澤秀幸(河内町)
宮本明(河内町)
大野晴朗(河内町)
斎藤克也(河内町)
田仲正樹(河内町)

四年間よろしくお願ひします

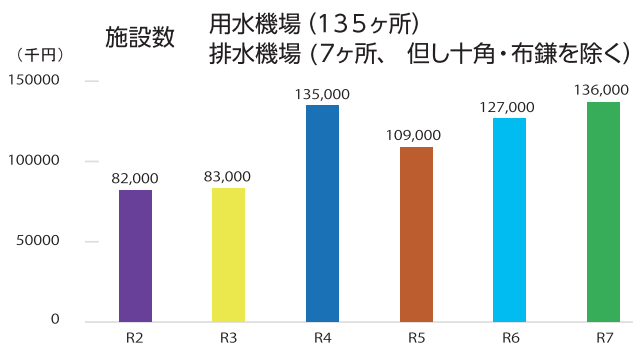
兼監事

兼理事

おねがい

●用水機場の休止及び用排水機場電力料金の推移について

管内の機場電力料金は下記のとおり、令和2年度と比較すると概ね**1.6倍**の料金を支払いました。昨今の電気料金下落に伴い、低下傾向にあるものの、経常賦課金の約**50%**を充当している現状です。組合員の皆様におかれましては、引き続き節電に御理解、御協力をお願い致します。**なお今休電日につきましては、5月28日より7月3日までの毎週火・金曜日、7月8日から毎週水曜日、休ませていただきます。**



近年営農状況の変化に伴い、出穂期以降末端用水路及びパイプラインに用水量不足が頻発しております。こまめな水量調整にご協力ください。

なお、末端に用水量不足がみられたとき、用水が満たされている田については、水口及び給水栓を止めささせていただきます場合がございます。また、パイプラインの蛇口を改造している方は復旧してください。

●パイプライン蛇口の盗難について

! 蛇口のゴミ詰まりについて

下記の箇所にゴミが詰まりやすくなっています。
蛇口の先端部分を取り外してご確認ください。

ゴミが詰まりやすい箇所
蛇口の先端部分を取り外してご確認ください!

! 確認後、異常がある場合や解決しない場合は、
お手数ですが**ご連絡**をお願いいたします。

水の出が悪い（ゴミ詰まりの）場合は、ご連絡をいただく前に、まずは蛇口の先端部分を取り外してゴミの有無をご確認ください。詰まりがある場合はドライバーなどでゴミを取り除いていただき、それでも解消しない場合は、当改良区までご連絡をお願いいたします。

多面的機能支払は地域の共同活動を支援します！

- ◆『多面的機能支払交付金』により地域の共同活動に対して交付金が支払われます
- ◆交付金は活動参加者の日当や、必要な資材の購入費等に充てていただけます

交付金の支払い対象となる活動例

① 農地維持支払



法面の草刈り

水路の泥上げ

② 資源向上支払(共同)



水路の補修

植栽活動

交付金額

10aあたり基本交付単価(1年間)

種別	①農地維持支払 【必須】	②資源向上支払 (共同)	①、②の両方に取り 組む場合	③資源向上支払 (長寿命化)
水田	3,000円	+2,400円	5,400円	(+4,400円)
畑	2,000円	+1,440円	3,440円	(+2,000円)
草地	240円	+ 240円	480円	(+400円)

※②資源向上支払(共同)の交付単価は活動の内容によって変更となる場合があります。

※③資源向上支払(長寿命化)の交付単価は参考額です。

※負担割合 国 1/2, 県 1/4, 市町村 1/4 地元負担は発生しません

水田50haの活動範囲で①、②の両方に取り組む場合
最大で年270万円が交付されます

問合せ先

○豊田新利根土地改良区総務課(電話:0297-84-2226)

○市町村土地改良関係課

○茨城県県南農林事務所土地改良部門(電話:029-822-5045)



水難事故から子供を守ろう

4月から8月まで水路には水が溢れています。
子供たちが水路の近くで遊んでいたら注意
をして事故から守りましょう。



●水路は、田圃の血管です

最近、水路に様々な投棄物(電化製品、タイヤ、一般家庭ゴミ等々)があります。それらを処分するには産業廃棄物として処分しなければなりませんし、経費も掛かります。又、パイプラインの目詰まりの原因にもなります。台風、大雨の時には冠水して作物に被害が及ぶことになります。皆さんの水路です。不法投棄を目撃した時は御一報願います。

